

令和8年2月全員協議会

中東遠看護専門学校組合議会会議録

令和8年2月2日開会

令和8年2月2日閉会

中東遠看護専門学校組合議会

令和8年2月中東遠看護専門学校組合議会全員協議会

◎会 議 次 第

令和8年2月2日（月曜日）午後3時07分開会

1 議案の詳細説明

2 協議事項

なし

3 報告事項

(1) 職員のためのワークライフバランス推進プラン【特定事業主行動計画】

(案) について

(2) 中東遠看護専門学校組合情報セキュリティポリシーについて

(3) 令和7年度 東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について

◎出席議員（17名）

1番	平	田	直	巳	君	2番	鈴	木	喜	文	君
3番	岡			實	君	4番	堀	内	宏	樹	君
5番	安	田		彰	君	6番	嶺	岡	慎	悟	君
7番	佐	野	武	次	君	8番	木	下		正	君
9番	森	岡	弘	記	君	10番	渥	美	昌	裕	君
11番	植	田	浩	之	君	12番	阿	形		昭	君
13番	坪	井	仲	治	君	14番	織	部	光	男	君
15番	山	下		修	君	16番	佐	藤	明	孝	君
17番	小	澤	由	彦	君						

◎説明のため出席した者

管理者 大場規之君
袋井市長

副管理者 大河原幸夫君
袋井市副市長

御前崎 下村勝君
市長

森町長 太田康雄君

監査委員 村井勝彦君

事務局長 近藤秀幸君
兼総務課長

校長兼 近藤由美君
副校長

参事 杉谷美幸君

総務課主幹兼 西尾宜紀君
庶務係長

副管理者 久保田崇君
掛川市長

磐田市長 草地博昭君

菊川市長 長谷川寛彦君

監査委員 久永豊彦君

会計者 大野美鈴君
管理者

学長 山本洋子君

教務課長 長倉里美君

参事 太田朋絵君

庶務係 杉森梨絵君
主任主査

(午後 3 時 07 分)

○議長 (佐野武次君) これから、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会では、議案の詳細説明を当局から求められておりますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、議案の詳細説明を求めます。

○事務局長 (近藤秀幸君) 議長、事務局長。

○議長 (佐野武次君) 近藤事務局長。

○事務局長 (近藤秀幸君) それでは、ただいま管理者から御提案申し上げました議第 1
号から議第 4 号まで及び報第 1 号の 5 議案につきまして、順次説明申し上げます。

最初に、議第 1 号 令和 7 年度中東遠看護専門学校組合会計補正予算 (第 1 号) につ
いて御説明申し上げます。ここからの説明につきましては、お手元の表紙の右上に¹
となっている議案 (予算書) と、同じく²になっております予算説明資料、議案説明
資料の 2 種類の資料を使用いたしまして、御説明をいたします。私のほうで¹何ペー
ジ、²何ページとお伝えをいたしますので、そのページを御覧ください。

それではまず、¹5 ページ、¹5 ページを御覧ください。歳入歳出総額ですが、940
万円を増額し、3 億 6,340 万円とするものでございますが、¹の 6 ページの下、6 ペー
ジの下、歳出 2 款 1 項の総務管理費を 28 万円、3 款 1 項の看護専門学校費について 912
万円を増額するものでございます。なお、この今回の補正の主な要因につきましては、
後ほど御説明いたしますが、2 人の正規職員の退職に伴い退職手当分を基金から繰り入
れることに加えまして、人事院及び静岡県人事委員会からの給与勧告に基づき、国家公
務員及び静岡県職員の給与表が改正されることによるものでございます。

続きまして、¹の 8 ページ、8 ページを御覧頂きたいと思えます。11 ページまでに
わたっておりますが、こちらが歳入及び歳出の予算説明書になります。11 ページの下
段になりますけれども、歳出 3 款 1 項 1 目看護専門学校費管理費の 1 節報酬を 200 万円
減額、2 節給与 23 万円を増額、3 節職員手当等を退職手当分として 1,269 万円を増額、
18 節負担金補助及び交付金を 180 万円減額し、計 912 万円を増額するものでござい
ます。これに加え、金利の上昇に伴い、上段の 3 款 1 項 1 目一般管理費の 24 節、積立金を 28
万円増額いたします。その内訳は、財政調整基金に 9 万円、退職手当基金に 19 万円を
利子として、それぞれ積み立てるものでございます。

なお、¹の 12 ページから 16 ページ、12 ページから 16 ページにつきましては、給与

費明細を掲載しておりますので、後ほど御覧頂きたいと存じます。議第1号の説明は以上でございます。

次に、議第2号 令和7年度中東遠看護専門学校組合奨学金貸与特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。資料のほうですけれども、**1**の19ページ、**1**の19ページを御覧ください。歳入歳出の総額ですが、340万円を増額し5,980万円とするものでございますが、この理由につきましては、奨学金返還者を18人と見込んで繰越金の額を算定いたしました。その後本校を卒業し、3年以内での5病院退職者が30人、加えて県外への就職者1人、計4人が奨学金対象者となり、繰越金が増額となったことにより、340万円を増額するものでございます。補正予算の説明は以上でございます。

次に、議第3号 令和8年度中東遠看護専門学校組合会計予算について御説明申し上げます。資料のほうは**1**29ページ、**1**29ページを御覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ3億1,400万円で、歳入歳出予算の款項の内容は、**1**の30ページ及び31ページの第1表に記載をしております。なお、令和8年度は前年度と比較いたしまして4,000万円の減額であります。その主な理由といたしましては、**1**の31ページ、**1**の31ページ、歳出の3款教育費におきまして教員用の端末機更新委託料1,812万4,000円、それからエレベーター更新工事請負費1,860万円の2つの事業を、令和7年度には計上をしておりましたが、事業完了に伴いましてこの費用分が減額となったことが主な要因でございます。

次に、**1**の38ページ、39ページ、38ページ、39ページを御覧ください。ここから合わせまして、**2**の4ページ、**2**の4ページもそれぞれ御覧ください。

まず歳入でございますが、1款1項1目市町負担金は2億5,800万円で前年度と同額でございます。各市町の詳細につきましては、**2**の7ページ、**2**の7ページに記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。この市町分担金につきましては、人口割と病床数割でそれぞれ40%、卒業生割を20%とし、各市町から御報告いただきました令和7年9月末日現在の人口、病床数及び卒業数の過去3年間の卒業生数を案分して算出したものでございます。なお、この10月議会につきましても、この分担金について御質問をいただきました。分担金の負担割合を変更する場合には、関係市町と協議をし、これを定め、県知事に届出をする必要がございます。地方自治法第290条で議会の議決を得るとされております。そのため、本予算につきましては、現規約に基づき

ただいまの割合で計上しております。また、昨年12月17日及び今年の1月16日に見直しの検討会を開催しております。これにつきましては、引き続き協議を続けてまいりますので、御報告申し上げてさせていただきます。

次に、**2**の8ページ、**2**の8ページを御覧ください。まず8ページの上段でございますけれども、2款の使用料及び手数料は、授業料でございます。授業料は186人分で2,678万4,000円を計上しております。なお、この額につきましては、授業料の減免制度の申請状況を反映し、算定をしております。中段、同じく入学検定手数料等で、110人分88万円を計上しております。下段、3款財産収入の利子及び配当金は28万8,000円で、財政調整及び職員退職手当、両基金の積立金利子でございます。

2の9ページに移りまして、最上段の4款、繰入金の財政調整基金繰入金は、1,910万4,000円で、看護学校事業費不足分に充てるためのものがございます。

その下、5款繰越金は、令和7年度の決算見込みから900万円を見込んでおります。

最下段、6款諸収入は雑入で、新1年生の電子教科書使用料を見込んで計上しております。

次に歳出でございますけれども、**1**は42ページ、42ページ、**2**は11ページ、11ページを御覧ください。1款議会費につきましては、63万8,000円で、議会の運営に係る経費でございます。

次に、**2**の11ページを御覧ください。下の2款1項1目一般管理費は、組合に係る運営委員会等の経費及び各基金への積立金でございます。本年度の予算額は、上から1議員報酬、2一般管理費、3基金積立金の合計額で、**1**の42ページの下一般管理費、1,092万円でございます。

次に、**1**につきましては44ページ、44ページ、**2**につきましては、12ページを御覧ください。3款1項1目看護専門学校管理費でございますが、本年度予算額は2億6,672万6,000円で、前年度より3,945万3,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、先ほど説明をいたしました7年度をもって事業完了した教員用の端末機更新委託料、それからエレベーターの更新工事の費用を本年度の予算には計上していないというところになります。なお、**2**の13ページ、13ページになりますが、修繕及び委託料に何か所か金額が未掲載、空白になっているものがございますが、今後入札執行等を想定いたしまして、外部への予定価格を伏せるためでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、**1**は46ページ、46ページ、**2**は15ページ、15ページを御覧ください。
3款1項2目教育振興費は、非常勤講師や実習施設への謝礼及び、教材用の消耗品等の購入が主なものでございます。本年度予算額は2,853万3000円で81万円の減額となっております。その主な理由といたしましては、**2**の16ページ、**2**の16ページに、(8)18節の負担金補助及び交付交付金という項目がございます。前年度の予算につきましては、2人の職員が5月から12月までの18か月間参加いたしました静岡県の専任教員の養成講座がありましたが、奇数年度での開催になりますので、令和8年度は開催されないことによりまして、60万円ほど予算計上していないことによりまして減額となったものでよろめでございます。

次に、**1**は48ページ、48ページ、**2**は17ページ、17ページを御覧ください。中段の4款1項公債費につきましては、平成30年度の学生ホール及び令和元年度の体育館の天井耐震工事に加え、令和4年度の学生ホール等空調更新修繕に充てた組合債の元金が資料**2**の17ページ、及び利子償還金につきましては**2**の18ページにそれぞれ記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、**1**の50ページから54ページ、50ページから54ページにつきましては給与費明細を掲載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思ひます。議第3号の説明は以上でございます。

次に、議第4号 令和8年度中東遠看護専門学校組合奨学金対応特別会計予算について御説明申し上げます。**1**につきましては、59ページ、59ページを御覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ6,150万円で、歳入歳出予算の款項の内容は**1**の60ページ、60ページの第1表に記載をさせていただきます。

次に、**1**68ページ、68ページ、**2**につきましては22ページ、22ページをお開きいただきたいと思ひます。まず歳入でございますが、1款1項1目市町負担金は奨学金返還免除となった卒業生分の奨学金返還金相当額でございます。卒業後、引き続き職員として所属した5病院の市町が3年が経過し免除が決定した者のかわりに、市町から本組合に御負担をしていただくものでございます。奨学金の返還免除となった対象者が増額したことに伴い、増額となっております。なお、各市町の負担金の明細につきましては、**2**の22ページ、**2**の22ページに表を記載してございますので、御覧いただきたいと思ひます。令和8年度につきましては、令和7年3月末をもって3年間が経過し、返還免除となった38人分、3,924万円を計上しております。前年度と比べまして、4人増で

288万円の増額となっております。

〔2〕の22ページの下から2番目、3款に計上の繰入金1,570万円につきましては、令和6年度から令和7年度の繰越金と比較いたしまして、令和7年度から令和8年度への繰越金予定額が1,225万3,000円少ないことに加えまして、歳出において、入学卒業等により奨学金の対応者数が、昨年度の155人から170人と15人ほど増加しておりますので、510万円が増額となっております。

〔2〕の22ページの最下段の4繰越金は、令和7年度からの決算見込みです。551万7,000円を繰越金と見込んでおります。

次に、〔2〕の23ページ、23ページの上段の5款を見てください。諸収入の奨学金返還額は、返還予定者4人分で84万円。管内の5病院以外に就職した場合、本人から返還をしていただく金額を計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、〔1〕につきましては70ページ、70ページ、〔2〕につきましては24ページ、24ページをお開きください。24ページの1奨学金(3)貸付金のとおりですけれども、1款1項1目20節貸付金につきましては6,120万円で、学生170人分の奨学金の金額でございます。

なおその下、奨学金の基金積立金は、12万円を基金へ積み立てるため予算計上しているものでございます。以上、議第4号の説明とさせていただきます。

最後に、報第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明をいたします。〔1〕につきましては73ページ、73ページ、また〔2〕につきましては28ページ、28ページからとなります。令和7年度の給与賞与に係る専決処分の報告になります。本件につきましては、中東遠看護専門学校組合職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、〔1〕の74ページ、〔1〕の74ページのとおり、令和7年12月22日付けで専決処分をさせていただいているものでございます。人事院及び静岡県人事委員会からの給与勧告に基づき、国家公務員及び静岡県職員の給与表を改正されたことによりまして、これらの給与表を準用しております実習指導教員及び専任教員に関し、当組合職員の給与に関し、条例もあわせて一部改正をしたことを報告するものでございます。本来であれば、議会を招集、開催し、議決をいただくところでございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、管理者において専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、議第1号から報第1号までの詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐野武次君） 以上で、議案の詳細説明を終わります。

これで、全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時31分 閉会）

（午後 4時07分 再開）

○議長（佐野武次君） 本会議に引き続きまして、全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、協議事項はございません。当局から報告事項3件が求められておりますのでよろしく願いをいたします。それでは、当局からの説明を求めます。

○事務局長（近藤秀幸君） 議長、事務局長。

○議長（佐野武次君） はい、近藤事務局長。

○事務局長（近藤秀幸君） それでは私のほうから、全員協議会提出案件であります報告事項3件について御説明をいたします。

まず、(1) 職員のためのワークライフバランス推進プラン【特定事業主行動計画】について御説明申し上げます。資料のほうですけれども今度はずね、**3**、**3**というものがございしますが、そちらのほうの3ページからになりますので、お開きをいただきたいと思います。3ページから8ページまでとなっております。

まず、管理市である袋井市の資料を抜粋したものでございますが、まず4ページの上を御覧いただきたいと思います。このプランにつきましては、国の次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、本組合も特定事業主として、仕事と家庭生活の両立を図りながら、働きやすい職場環境の整備を推進するためのもので、袋井市の特定事業主行動計画と一体的に策定して目標達成に向けて取り組んでいこうとするものであります。元の計画が本年度をもって終了することに伴いまして、令和8年度から5年間の計画期間とする新たな計画を策定し、引き続き職場環境の整備に取り組んでまいります。

資料のほうですけれども5ページ、5ページの下を御覧いただきたいと思います。こちらが現計画であります。令和2年度から6年度までの平均取得日数及び平均、取得日や取得、日数、5日間の割合というものが、グラフで示させていただいております。この年次有給休暇につきまして、令和2年を見ていただきますと平均日数が11.3日、取得日

5日以上の割合が約100%ということで全職員が達成をしておりましたが、令和3年度以降、令和2年度を下回っている状況でございます。この主な要因を考えてみますと、やはり新型コロナウイルスの感染症の罹患時の休暇取得ですけれども、令和3年度、4年度につきましては、丸々1年間、特別休暇が認められておりましたので、結果年次有給休暇の取得が減少したということとと思われます。その後、令和5年5月8日に5類感染症に移行いたしましたので、従来どおり、罹患時には年次有給休暇の対応となったというところで、5年度にはいったん平均日数が9.9日、取得日数の5日以上の割合が85.7%と増加したということで推測をしております。しかしながら令和6年度は再び減少に転じております。これは令和3年、令和6年の3月と9月に正規職員が退職しておりますので、そちらのほうの関係によるものと予測、想定をしております。

なお、本年度につきましては年度でやっておりますので、4月から1月まで平均取得日数は9.0日、取得日数5日以上の割合は56.2%と低い数値となっております。7ページの上は次年度の計画ということで、令和12年度の目標100%としておりますが、これを待たずに、職員5日以上の取得を目指してまいりたいと思います。5日が取れていない職員につきましては、この2月3月に休暇の日程を提出させまして、100%を目指していくということでやらせていただいております。

続きまして(2)中東遠看護専門学校組合等情報セキュリティーポリシーについて説明を申し上げます。資料のほうは9ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。その1でございますけれども、概要が記載してございます。地方公共団体等のネットワークがますます進展する中におきまして、ひとつの地方公共団体の情報セキュリティー対策の不備が、他の市町や国の機関の情報セキュリティーにも脅威となるというところから、令和6年6月に地方自治法が改正されております。この改正に伴いまして、地方公共団体はこちらでは議会一般、一部事務組合もありますけれども、令和8年4月1日までにサイバーセキュリティーを確保するための方針という計画を定められることが義務化されたことによりまして、今回お示しするものでございます。

具体的には、現行では国、総務省がセキュリティーポリシーのガイドラインを策定をいたしまして、これを受けた形で地方自治体が任意でセキュリティーポリシーを策定をしておりましたが、令和8年4月1日以降は、総務大臣が策定した指針をもとに、地方自治体において、方針の策定、それから公表、実施事務といった内容が、地方自治法に規定をされました。ただし、今回のこの策定の義務というのは、資料の中央のピラミッ

ド図にあります。ピラミッド図の一番上の基本方針のみとされております。なお、このピラミッド図の右側の(2)に記載がありますけれども、事務局職員は利用しているが、委員等は紙資料のみで業務を行っている場合でも、委員の方針対象に含め策定する必要があるとされておりますので、今回この記載が本組合議会に該当いたしますので、組合に合わせて組合議会のものも策定するものでございます。資料のほう、11、10ページから13ページまでは組合、それから14ページから17ページまでは組合議会のセキュリティーポリシーかを記載をしておりますので、御覧いただければと思います。

なお、この組合と組合議会とのセキュリティーポリシーの違いが2か所だけございます。資料のほう11ページを御覧いただきたいと思います。11ページに適用範囲というものがございますが、(1)組織の範囲ということで3行目がございます。ただし、袋井市情報セキュリティーポリシーで適用される情報資産を取り扱う場合は、袋井市情報セキュリティーポリシーを遵守するものとするという文言が、組合議会にはありません。

2つ目としてその下ですけれども、5番の職員等の遵守義務ということで4行目以降ですけれども、なお監査委員については、中東遠看護専門学校組合規約第10条第2項に基づき、袋井市監査委員をもって充てることとしているため、袋井市監査委員、監査委員情報セキュリティーポリシーを遵守するものとするという文言が、組合議会にはないというところでございます。この理由につきましては、組合のみ、予算それから支払い監査等の情報が袋井市と情報共有しておりますので、それに備えたものであるというところでございます。

なお、現在、東海アクシス看護専門学校の情報セキュリティーガイドラインというものがございます。これは主に学生及び教職員が使う情報の管理利用を基本的事項として記載をしております。学校として情報資産については、現在でも適切に取り扱っているところを申し上げさせていただきます。

最後に、(3)令和7年度東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について御説明をします。資料のほう最終18ページを御覧いただきたいと思います。上段の1の表につきましては、昨年5月17日から9月の27日にかけて実施をしていただきました、管内5病院の採用試験の結果でございます。前回の定例会と内容が変わっておりませんので、省略をさせていただきたいと思います。下のですね、下欄の2の表でございますけれども、全卒業予定者の進路をまとめたものでございます。御覧のとおり53人の卒業予定者でございます。そのうち5病院に48人、県内には4名、それから県外に1人

というところで、今内定をいただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、全員協議会の提出案件とさせていただきます。よろしく
お願いします。

○議長（佐野武次君） 事務局の説明が終わりました。御質問等ありましたらお願いいたします。

はい。14番、織部委員。

○14番（織部光男君） 14番、織部です。5ページの有給のですね、5日間以上100%を目指すというのが、あまりにも低いですね。驚きましたけども、どうして有給がとれないのか、その理由が分かっているのでしょうか。

○校長（近藤由美君） 議長、校長。

○議長（佐野武次君） はい、近藤校長。

○校長（近藤由美君） 織部さんの質問にお答えします。連休を取得しづらい状況にある点については、色々な理由が考えられるんですけども、まず1点目としては、看護教員の役割として、学校での授業と実習場での授業、実習と呼んでいるんですけども、それを同時に担当しております。同時に担当している形で、年間約20週程度は実習を担当しておりますので、その期間はどちらかといいますと、1日リフレッシュのために年休を取るといったことが非常にしづらい状況にあります。そういう教員の仕事の特徴といった点で、年休が取りやすいところと、取りづらいところということがまず1点あります。

あとは、市の職員の身分として夏季休暇であるとかリフレッシュ、合わせて9日間、年休以外にございます。あと、土曜日の学祭であるとか、そういったものに出席した振替休日といったものもきちんと取ることが保障されておりますので、それにプラスして年次休暇を取ってということが、非常に取りづらい。職員の年休取得の理由を聞いてみますと、子どもさんの病気であるとか、御自身の受診であるとかそういったことで取ることが大変多いですので、御家族が健康であると仕事を優先して、年休取得リフレッシュのための年休はあえて取らないっていう、教員は責任を持った仕事をしておりますので、学生対応、授業の対応ということを優先した場合に、そういった形で年休を取っているの、その結果に結びついているんだと思っております。以上です。

○議長（佐野武次君） はい、14番、織部委員。

○14番（織部光男君） 今の説明で特別休暇があるということで、そうしますと職員の

方の年間での全休日というのは、何日ぐらいになるんですか。

○事務局長（近藤秀幸君） 議長、事務局長。

○議長（佐野武次君） はい、近藤事務局長。

○事務局長（近藤秀幸君） はい、織部議員の再質問にお答えします。年休のほうは40日ありまして、リフレッシュ休暇が4日間ですね。あと夏季休暇が5日間というところになっております。特別休暇につきましては、医師の診断書とかですねそういった理由書がありますけれども、通常、職員は今の年休とリフレッシュとか夏季休暇になります。以上です。

○議長（佐野武次君） よろしいですか。はい、そのほかございませんでしょうか。

はい。1番、平田委員。

○1番（平田直巳君） これ、すいません。ワークライフバランスというところで、目標設定が有給の取得というところがありますが、このほかにも時間外勤務の残業時間の設定に、目標設定というところが7ページにありますけれど、この辺のところの数値目標的なものってあるのかなあと。目標設定ってありますので、多分残業時間の目標設定ってあると思うんですけど、それってどのようにされているのかというところと、もう1点は男性職員の育児休暇、これ非常に大事なところかなと思うんですけど、そのところの実績というか目標というか、その辺のところが何かあればお聞かせを願いたいなと。

○校長（近藤由美君） 議長、校長。

○議長（佐野武次君） はい、近藤校長。

○校長（近藤由美君） 平田議員さんの御質問、どうもありがとうございます。時間外に関してなんですけれども、実はワークライフバランスを追求したところで、やっぱり実態調査を行い可視化することが必要だと思い、実は今年度8月と10月に調査をいたしました。そうしましたところ、管理職とスタッフのところで比較いたしましたら、スタッフのところでは、ひと月大体10時間程度の時間外、管理職はその3倍ぐらい実はしてるんですけども、そういった数字が出ました。それはもちろん時間外手当として認められている範囲内での取得ですので、できるだけ時間外申請をしてきちんと取るように勧め、思ったほど過剰な時間ではない状況の中で働いていますので、そこを担保しつつ、より年休取得に向けていかななくてはいけないなと思っているところです。

あと男性の育児休暇取得ですが、本校教員は男性が今のところ2人おります。もちろ

ん育児休暇を取得する該当になる男性職員がいるときもあります。ひとまずそこまで該当の職員ではないっていうこと等ございまして、1人だけいるんですけれども、取得は別に禁じてはおりません。看護休暇等、子どもさんがいる分は取れますので、そういったところを積極的に取ってもらっておりますし、当然、育児時間等も提案させてもらっております。業務内での配慮はしておりますので、育児休暇取得には至っていませんけれども、男性の育児参加を学校としては支援しているつもりでおります。以上です。

○議長（佐野武次君） よろしいですか。はい。そのほか、いかがですか。

はい。8番、木下議員。

○8番（木下正君） はい、袋井市の木下でございます。ワークライフバランスの推進、一生懸命されてるということで、頑張ってもらってるのかなと思うんですけども。調査をされているところで、内容的なところが先ほどちょっと触れられたかもしれませんが、実習指導による例えば不規則勤務、あるいは授業準備、それから学生さんの対応の負担、あるいは専門性維持のための自己研鑽、こういったところをしっかりと検証されていかれるのが良いのかなあと。それによって負担も減りますし、休みを取ることが可能であるのではないかと。例えば授業準備なんかもICTを活用するとか、そういうことも重要じゃないのかなというふうに考えているところであります。あるいは業務の削減というのは、各企業でやめる勇気というか、そういうところも今までやっているからずっとやらなきゃっていうところの思いがあるかもしれませんけども、その業務をやめる減らすという勇気ということも必要かなと考えていますけれど、その辺に考えがあったら教えていただきたいなと思います。

○議長（佐野武次君） はい、近藤校長。

○校長（近藤由美君） 木下議員様、御質問ありがとうございました。タスク、ワークライフバランスについては、実はですね、結構前から本校は取り組んでおります。取り組む過程の中では、研修に参加いたしたりしております。学校に講師をお呼びしまして、タスクマネジメントの講義を受けたりしております。教員の時間外の理由の1つ目としては、1番大きなこととしては学生からの取り飛び込みの事案によることが多いんです。予定していなかったんですけども、急に学生が何か相談事等を持ち込んでくるということが最も多いかなと思っております。本校の強みとしては、ケアリング力であるということをおもにお伝えしたと思うんですけども、そういった相談事があれば丁寧に関わります。そうするとやっぱり時間が必要なんですね。10分20分で済むわけではなくっ

て、日頃から雑談とか色んなことを通して学生との関係を保った上で相談事を受けて、それに応じていくっていう、地道な関わりをしているところです。授業準備でありますとか ICT 化に関しても、Wi-Fi の設備を中心としたハード面っていうんですか、そちらのものに関しては費用をきちんと確保いただいて、比較的早期に本校 ICT 化が進んでおります。なので、授業は iPad を通じてほぼデータのやりとりで進んでいたり、校務支援ソフトなども購入していただいておりますので、そういったところで削減できるところにも積極的に取り組んでいる結果、でもそれでも、学生さんからの飛び込みの事案に関しては対応せざるを得ない、そういったことが時間外につながっているというふうに考えております。今、御助言いただきましたとおり削減できるところは削減していく、学生とのコミュニケーションにおきましても、程々にしなくてはいけないところも心得ておりますので、そういったところに関しては、効率よくコミュニケーションをして、関係を保ちつつ、学生の学習、生活を支援していくっていうことを、やっぴいこうとしているところなので、見守っていただければというふうに思っております。以上です。

○8 番（木下正君） 議長。

○議長（佐野武次君） はい8 番、木下議員。

○8 番（木下正君） かなり先に進んで色々やってらっしゃるということですけど、休みを取ることでワークライフバランスということではないというふうに考えますので、時間だけの話ではないと思います。ですので、精神的な負担とか、そういうところも精神的ストレスの蓄積しないように、ぜひお願いしたい。例えば非常勤の講師の方を、相談、対応される専門の方を特別作るとか、生徒さんはもちろん先生に行きたいなということとはよく分かるんですけども、そういうようなこともされてるところがあるということをお聞きしたことがありますので、そういう相談を特別するような方を別に雇う。あるいは ICT を活用して、生徒さんの悩みが解決できるような方法とか、そういうことも多分あると思いますので、ぜひ色々なことを今後考えてやっていただきたいと思います。意見だけです。答弁は結構です。以上です。

○議長（佐野武次君） 意見として承っておいてよろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐野武次君） それでは、特にございませんですよ、報告事項につきましては以上とさせていただきます。

それでは以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。
長時間にわたりありがとうございました。

(午後 4時32分 閉会)